

議案第 35 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 24 日提出

尾道市長 平 谷 祐 宏

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
向島洋らんセンター
- 2 指定管理者
尾道市向島町 3086 番地
株式会社オーキッド向島
代表取締役 林 原 透
- 3 指定の期間
平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

提案理由

向島洋らんセンターについて、指定管理者を指定するものである。

議案第36号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

平成26年2月24日提出

尾道市長 平 谷 祐 宏

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
尾道市ゲートボール場すぱーく因島
- 2 指定管理者
尾道市因島中庄町2909番地
因島ゲートボール協会
会長 田 頭 弘 美
- 3 指定の期間
平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

提案理由

尾道市ゲートボール場すぱーく因島について、指定管理者を指定するものである。

議案第37号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

平成26年2月24日提出

尾道市長 平 谷 祐 宏

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
いきいきサロン榎ヶ峰
- 2 指定管理者
尾道市長江三丁目3番32号
いきいきサロン榎ヶ峰運営委員会
委員長 石 森 啓 司
- 3 指定の期間
平成26年4月1日から平成36年3月31日まで

提案理由

いきいきサロン榎ヶ峰について、指定管理者を指定するものである。